

## 有価証券の評価損

**Q** : 当社所有の上場株の時価が下がっていますが、評価損を計上することは認められますか？

**A** : 一定の事実がある場合には評価損を計上することが認められます。

### 【解説】

有価証券の評価損は、次の事実が生じた場合にのみ計上できることとなっています。

- ① 上場有価証券等の価額が著しく低下(期末時の価額が帳簿価額のおおむね50%相当額を下回り、かつ、近い将来回復が見込まれないこと)した事
- ② 上場有価証券以外の有価証券について、その有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下した事
  - ・ 破産法の規定による破産手続開始の決定があったこと
  - ・ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定があったこと
  - ・ 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の決定があったこと
  - ・ 期末における有価証券の発行法人の純資産価額が著しく低下した事
- ③ 内国法人について、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画認可の決定があったことにより、これらの規定にしたがって有価証券につき評価換えをする必要が生じたこと
- ④ ②又は③に準ずる特別の事実

